

令和8年 第4回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月23日（火）14時00分から15時00分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員（9人）

会長	9番	山下	篤
委員	1番	井野	嘉久
	2番	佐々木	優
	3番	大平	幸司
	4番	近井	一夫
	5番	古町	綾
	6番	三原	一英
	7番	田中	美智子
	8番	熊谷	源
- 4 欠席委員（なし）
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第2号 現況証明願（市街化区域内）について
 - 第3 報告第3号 農地法第18条第6号の規定による農地賃貸借の解約について
 - 第4 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	服	部	仁
総括主幹	西	本	利博
主査	所		孝明
主査	岩	田	牧子

7 会議の概要

事務局

ただいまより、令和8年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、9名中9名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

それでは、議事録署名委員は、1番井野委員、2番佐々木委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岩田主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第2号「現況証明願（市街化区域内）」についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第2号「現況証明願（市街化区域内）」について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第2号は、市街化区域の土地に係る現況証明願の願出があり、登別市農業委員会事務先決規定第3条第1項第1号の規定に基づき、専決処分により現況証明を発給したため、報告を行うものであります。

証明を発給した土地は1筆で、所在が登別市●●町●丁目、地番が●●番●、地目は公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は●●●㎡、願出理由は土地地目変更登記申請のためとなっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから4ページまでに記載のとおりであります。

報告第2号は以上となります。

議長 ただいま、報告第2号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
 なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。
それでは、以上で報告第2号を終わります。

次に、日程番号第3 報告第3号「農地法第18条第6号の規定による農地賃貸借の解約について」、事務局より説明をお願いします。

事務局長 報告第3号「農地法第18条第6号の規定による農地賃貸借の解約について」声説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

報告第3号は、令和4年8月23日に開催された第6回登別市農業委員会総会において審議の上、決定となった、農地法第3条第1項の規定による賃貸借について、賃借人及び賃貸人より、合意解約したとの通知があり、これを受理したため、報告を行うものであります。

賃貸借を解約した土地は、所在が登別市●●町の1筆で、地番が●●●番●、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●㎡、合意により賃貸借を解約する日は、令和8年6月30日となっております。

賃貸借を解約した土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の6ページから8ページに記載のとおりであります。
説明は以上になります。

議長 ただいま、報告第3号について、事務局から説明がありましたので質疑を受けたいと思います。
 なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。
それでは、以上で報告第3号を終わります。

次に、日程第4 議案第5号「農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 長

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

本案件につきましては、●●●●●が家畜伝染病予防法に基づく埋却地確保のため、議案に示す1筆の農地について所有権を移転のうえ、永久転用するものであります。

転用を行う土地は、所在が登別市●●町の1筆で、地番が●●番●、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●m²となっております。

転用を行う農地の位置や事業計画については、議案書10ページから17ページまでに記載のとおりであります。

今回の転用の判断に係る農地の区分についてであります。土地改良事業未実施区域でかつ農地集団規模が10ヘクタール未満であることから、第二種農地に区分されます。第二種農地については、通常、他に代替性がない場合において、転用を許可することとしておりますが、農地を埋却地とする場合、原則として転用できない優良農地であっても転用許可が可能となります。

なお、当該案件については事業計画にあるとおり、鳥インフルエンザ発生時の埋却地を緊急に確保する必要があり、かつ家畜伝染病予防法に基づき可能な限り農場内又はその近接地であることを求められていることから、今回の議題については許可相当と考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、議案第5号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、質疑がないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号は、そのように決定します。

以上をもちまして、本日の総会に提案された付議案件の審議は、すべて終了となりますので、令和8年第4回農業委員会総会を閉会いたします。